

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを加える。

<p>〔一 略〕</p> <p>二 送信時間制限装置は、次のとおりであること</p> <p>1 送信時間制限装置〔九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七MHzを超え六四MHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。〕は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>表〔略〕</p> <p>〔注1～8 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 五七MHzを超え六四MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の第十四第十二号に規定するものに限る。）の送信時間制限装置は、三三ミリ秒間当たりの送信時間の総和が三・三ミリ秒以下となるものであること。</p> <p>三 キャリアセンスは、次のとおりであること。</p> <p>〔1～4 略〕</p> <p>5 五七MHzを超え六六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の第十四第十三号に規定するものに限る。）の無線設備にあつては、混信を防止するため、電波発射の可否を、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行うものであること。</p> <p>〔四～七 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>1 送信時間制限装置〔九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。〕は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。</p> <p>表〔同上〕</p> <p>〔注1～8 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔1～4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔四～七 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	